

令和3年1月1日
大分県農林水産部

佐伯市における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る
移動制限区域の解除について

佐伯市における高病原性鳥インフルエンザの発生について、本日、発生農場の防疫措置が完了した12月11日(金)から21日が経過しました。

これを踏まえ、農林水産省と協議のうえ、1月2日(土)午前0時をもって、移動制限区域を解除することとしました。

また、移動制限区域の解除に伴い、消毒ポイントをすべて廃止しますので、お知らせします。

1 移動制限区域の解除

- (1) 区域内農場：3農場
- (2) 解除時期：令和3年1月2日(土) 午前0時

2 消毒ポイントの見直し

移動制限区域の解除に伴い、すべての消毒ポイントを以下のとおり廃止します。

設置道路名	設置住所	運営時間	運営・廃止状況
国道326号	豊後大野市三重町鷺谷	24時間	廃止
国道326号	佐伯市宇目大字南田原	24時間	廃止
国道10号	佐伯市直川大字上直見	24時間	廃止
国道10号	佐伯市宇目大字大平	24時間	廃止
国道326号	佐伯市宇目大字小野市	24時間	廃止
県道39号 (小野市重岡線)	佐伯市宇目大字千束	24時間	廃止

当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。
なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
担当者：畜産振興課 本田、鶴田
電話：097-506-3679